

高 福 第 5 0 3 号  
令和 8 年 7 月 3 1 日

各軽費老人ホーム施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長（公印省略）

「令和 8 年度埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の改定について  
（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「令和 8 年度埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を改定いたしました。各施設におかれましては、適切な事務処理をお願いいたします。

#### 記

1 適用年月日

令和 8 年 8 月 1 日

2 改定内容

●生活費の改定

- ・令和 8 年度介護報酬改定に準じ、生活費（「1 人当たりの額（円）」）の額を 1 日あたり 1 0 0 円相当額引き上げる。
- ・生活費（「1 人当たりの額（円）」）の額を 1 0 0 円未満切り上げる。

担 当：施設・事業者指導担当 辰田・金子

電 話：0 4 8－8 3 0－3 2 4 7

メー ル：[a3240-07@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3240-07@pref.saitama.lg.jp)